

ACCOUNTING, TAX CONSULTING, AUDITING, HUMAN RESOURCE CONSULTING, LEGAL CONSULTING...

ベトナム国内最新情報お知らせ.DDC.01.2020

TOP HEADLINES



DONG DU
INTERNATIONAL
CONSULTING GROUP



2020年度01月分付け法律情報のお知らせ

- VAT 還付に関する 2019 年 12 月 3 日付公式レターNo. 5021 / TCT-CS 号
- 商標ライセンス活動に関する請負業者の税務方針に関する 2020 年 1 月 7 日日付け公式レターNo. 72 / TCT-CS 号
- 輸出加工企業を処理するために置かれた商品の問題に関する 2019 年 12 月 24 日付け公式レター番号 5466 / TCT-KK 号
- 電子インボイスに関する 2019 年 12 月 31 日付公式レターNo. 5612 / TCT-CS 号
- 企業の事業所設立の登録に関する 2020 年 7 月 1 日付け公式レターNo. 74 / TCT-KK 号

詳細な情報

- **税務分野**
- VAT 還付に関する 2019 年 12 月 3 日付の公式レターNo. 5021 / TCT-CS 号
すでに事業に登録されている、付加価値税の控除法による納付に登録されている投資プロジェクト、または油ガス田の探鉱開発プロジェクトから新たに設立された事業所は、初期段階です。投資期間が 1 年以上の場合、指定されたケースから、年ごとに投資に使用された商品およびサービスの付加価値税が返金されます。2016 年 12 月付けガイドライン 130/2016 / TT-BTC 号条項 3、条項 1、ポイント C
投資に使用された購入商品およびサービスに対する累積付加価値税が 3 億ドン以上の場合、付加価値税が返金されます。
- 2020 年 1 月 7 日の商標ライセンス活動に関する請負業者の税務方針に関する公式レターNo. 72 / TCT-CS 号

企業は、署名された契約が知的財産法に基づく商標の使用権を譲渡する活動であるのかそれとも、商法に基づくフランチャイズ活動であるかを検討しなければな

りません。それに基づいて、新しい請負業者の税政策の適用は適切であると見なされ、税務検査のリスクを最小限に抑えます。

- **企業**
- **輸出加工企業を処理するために置かれた商品の問題に関する 2019 年 12 月 24 日付け公式レター番号 5466 / TCT-KK 号**

国内企業が外国のトレーダーに加工用の原材料と供給品を輸入する場合、企業はそれらのすべてを輸出加工業者に引き渡し、輸出用の完成品または加工用の半製品を取り戻します。直接輸出および輸出された後、国内企業の原材料および供給品は、ビジネスおよび/または商品を生産することなく処理するために輸出加工企業に転送されるため、付加価値税の対象にはなりません。

輸出加工企業の国内企業への加工活動からの収益は、規定の 10% の率で VAT の対象となります。

輸出加工企業は、国内企業の加工活動を生成する場合、会計帳簿を開いて、ベトナムでの加工活動に関連する収益と費用を個別に会計処理し、国内企業に請求書を発行する必要があります。

- **電子インボイスに関する 2019 年 12 月 31 日付け公式レター No. 5612 / TCT-CS 号**

施行細則 51/2010 / ND-CP 号、ガイドライン 39/2014 / TT-BTC 号、ガイドライン 32/2011 / TT-BTC 号に基づく電子請求書を適用する場合、電子請求書の作成時商品の販売およびサービスの提供は、通達番号 39/2014 / TT-BTC の条項 2 目、条項 16 号に準拠しています。電子請求書を発行する場合、ガイドライン 32/2011 / TT-BTC 号の第 6 条に規定されている電子請求書のすべての内容が存在する必要があります。

施行細則 119/2018 / ND-CP 号、ガイドライン 68/2019 / TT-BTC 号に従って電子請求書を適用する場合、商品の販売またはサービスの提供時に電子請求書を作成する

時期は次のとおりです。要するに、政令 No.119 / 2018 / ND-CP、通達 No.68 / 2019 / TT-BTC の第 7 条が規定されており、政令 No.119 / Article 6 に規定されている電子請求書のすべての内容を含まなければならない。

- **企業の事業所設立の登録に関する 2020 年 7 月 1 日付けの公式レター No. 74 / TCT-KK 号**

企業が事業所を設立する決定を下した場合、事業所の設立通知を、事業所が発行日から 10 営業日以内にある事業所に送信する必要があります。

企業が事業所に登録するために事業活動を行う州の事業登録事務所に通知せずにその場所で事業を行う場合、事業所の設立に関する規則に違反します。

税務当局は、上記の規定に従って罰則を課し、企業に事業所の場所を事業登録事務所に通知することを強制するための是正措置を講じることを要求します。企業の事業所登録の状態管理を行うために、地方計画投資局に通知します。

- **他法律**

平素はお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。弊社グループはベトナム及びその周辺国へ進出しておられます、日系企業様へ日本と同等の会計サービスをご提供出来るよう日々努力しております。弊社のサービスの特徴と致しましては、海外での業務提携会社と連携をとることにより、より広域的で迅速なサービスをご提供することが出来ます。また、お客様へのレポート等は全ての拠点日本語にて行うことにより、海外拠点の状況を日本語並びに英語にて把握することが可能になります。何かご不明な点がございましたら弊社まで御気軽に連絡を下さいますようお願い申し上げます。

連絡先

【DDC】東遊日系向け国際コンサルグループ

- 住所: GIA LINH ビル 02 階 14 Nguyen Dinh Chieu 通り一区 ホーチミン市 ベトナム国
- Website: www.japanvietnam.com.vn. ; <https://ddbis.edu.vn>.
- Email: tonitrان1975@yahoo.co.jp Toni Tran (Mr.) 日本語可能
- Cell phone: 090 925 7602

テキストコンテンツを要約したニュースレターは、一般的な目的でのみ使用され、特定のケースでは無効です。その関連法律を完全かつ正確に理解するために顧客は全文を読み、専門家に相談させる必要があります。
